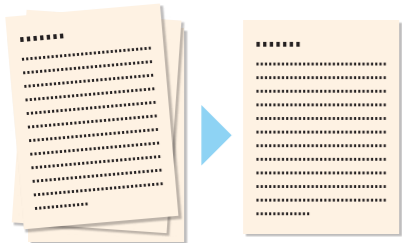


## マイナンバーで よりよい暮らしへ

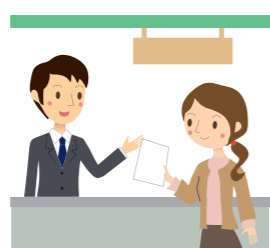
マイナンバーは、国や地方公共団体等が分散して管理している個人情報をつなぐ役目を果たします。これにより、国や地方公共団体等における情報連携が可能になり、様々なメリットがあるとされています。

### 1 利便性の向上



社会保障関係の各種申請（児童手当や生活保護、国民健康保険、介護保険など）で、添付する書類が減ります。

### 2 行政手続きが、正確でスムーズに



各行政機関・市役所などで、さまざまな情報の照会や入力作業などの無駄が削減され、手続きも、より正確になります。

### 3 公平・公正な社会の実現



所得の把握が容易になるため、正確性が向上し、適正・公平な課税につながります。また、年金などの未払いや不正受給の問題が適正化されます。

平成28年1月～

## マイナンバーの 利用がはじまります

社会保障・税・災害対策の分野のうち、法令で定められた事務で、マイナンバーの利用を平成28年1月から開始します。  
暮らしの様々な手続きで、マイナンバーの記入が必要となります。ここでは利用する4例を紹介します。

#### 例1 学生



奨学金の申請書などに記入

#### 例2 従業員



勤務先に提出する税関係書類や健康保険の手続き書類に記入

#### 例3 主婦、保護者



パート勤務先への提示や児童手当の書類などに記入

#### 例4 高齢者



介護や国民健康保険の申請・手続きなどの書類に記入

### 市役所で利用する主な事務

- 住民基本台帳事務
- 保育所の利用
- 後期高齢者医療の給付や保険料
- 障害者手帳の交付
- 生活保護の実施
- 介護保険の支給や保険料
- 市営住宅の管理
- 国民健康保険の給付や保険料
- 障害者福祉サービスの支給
- 児童手当の支給
- 母子保健指導等
- ひとり親家庭医療費の助成
- 個人住民税や固定資産税、軽自動車税の賦課
- 地方税の徴収
- 被災者台帳の作成 など

### 国や県等で利用する主な事務

- 雇用保険等の資格取得
- 医療保険等の保険料の徴収
- 確定申告 など

※詳細について、それぞれの手続きの際に所管する機関の窓口にご確認ください。  
※法令で定められた事務以外でマイナンバーの保管や取捨をすることはできません。

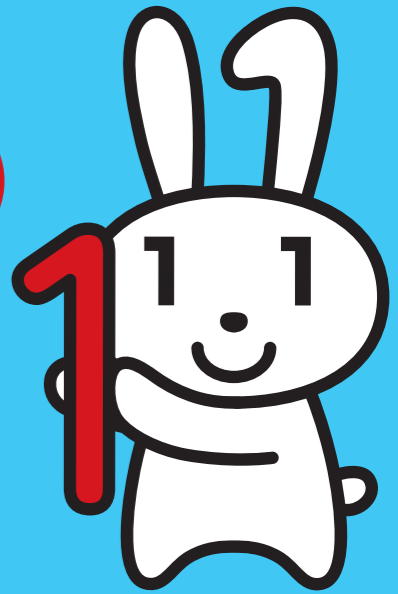
各種手続きで  
マイナンバーが  
必要になるよ！



## 市民の皆さんに

12月中旬頃までに

# マイナンバー が届きます



マイナンバー キャラクター  
マイナちゃん

マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つことになる12桁の番号のことであり、原則、生まれてから死亡するまで番号は変わらず、社会保障、税、災害対策の3分野で使用します。

マイナンバーは、これから12月中旬頃までに世帯ごとに簡易書留で郵送されますので、大切に保管してください。

今回は、マイナンバー制度のこれからの流れや、利用などをお知らせします。

問市情報行政課（5階） ☎31-1135

### 世帯ごとに簡易書留で通知します

マイナンバーは、原則、住民票の住所に簡易書留で世帯ごとに通知します。届いたら、封筒の中身を確認して、大切に保管しましょう。

受け取る人が不在等の場合は、マイナンバー専用の不在連絡票が入りますので、再配達又は郵便局の窓口で受け取ってください。

### 通知カードの記載事項に変更があったら

通知カードには、マイナンバー・住所・氏名・生年月日・性別が記載されています。引っ越しなどで氏名・住所等に変更があるときは、14日以内に市役所への届出と通知カードの変更が必要です。

### 簡易書留に同封されているもの

通知カード（マイナンバーが記載されています）  
個人番号カード交付申請書（申請方法は14ページ参照）、  
パンフレット、返信用封筒



※カードはイメージです

## 郵便局での預かり期間が過ぎた人は

市役所窓口（市民課・各総合支所市民生活課）で、約3か月間、通知カードを保管していますので保管期間内に受け取ってください。また、来庁される際は、事前に電話連絡してください。

### ●本庁は臨時窓口を開設します

通知カードの受け取りのために業務時間の延長、土日祝の開庁を行います。

日時／12月19日（土）～27日（日）  
土日祝／ 8:30～17:00  
平日／17:00～19:00

場所／市役所1階 市民課

### 【留意事項】

- 輝北、吾平、申良町在住の人は各総合支所での受け取りとなります。本庁の臨時窓口での受け取りを希望される人は、必ず事前にご連絡ください。
- 受け取りの際は、本人確認のできる物（運転免許証、旅券等）が必要となります。

問本庁市民課（1階） ☎31-1184  
申良総合支所市民生活課 ☎63-3112

輝北総合支所市民生活課 ☎099-486-1111  
吾平総合支所市民生活課 ☎58-7231

### マイナンバー 制度の流れ

平成28年1月～

- 社会保障・税・災害対策の手続きで、マイナンバーの利用を開始
- 申請者に、個人番号カードを交付開始

平成29年1月～

国の行政機関の間で、  
情報連携を開始

平成29年7月～

地方公共団体等も  
含めた、情報連携  
を開始